

労働基準監督署の指導視点について

神奈川県労働局 労働基準部 健康課
労働基準監督官 坂間洸之

労働安全衛生法の概要

◎ 労働安全衛生法（昭和47年）

○ 労働安全衛生法施行令

- ・ 労働安全衛生規則
- ・ 有機溶剤中毒予防規則
- ・ 特定化学物質障害防止規則
- ・ 粉じん障害防止規則

など

技術上の指針，ガイドライン，行政通達

など

一般規則

特別規則

+

自主的な安全
衛生の基準
等

労働者の安全と健康の
確保，快適な職場環境
の形成促進を目的

労働基準監督署の指導

労働基準監督署の調査ではこんな観点で見えています。

①法令の遵守状況

「行わなければならない」措置（最低基準）

②ガイドラインに基づく指導

法令にはされていないが「行うのが望ましい」措置

③労働災害を未然に防ぐための方策

事業場の特性に応じた労働災害防止対策

リスクアセスメントの結果に基づいた措置

ほか



※Microsoft社「copilot」による生成画像

【参考】

工場内に設置された塗装ブースと塗装作業に従事する作業員のイメージ

果たしてこれは安全な作業方法なのか？

⑤統括管理

- ・ ①～④の管理
 - ・ 安全管理者や衛生管理者は職務をしっかりと行っているか？
 - ・ 安全衛生委員会は適切に実施できている？
- など

作業環境測定の実施？

①作業環境管理

作業環境測定の結果を踏まえた措置は？

作業環境測定の結果は？

保護具はしっかり着用
できているか



④労働衛生教育

- ・ 保護具の使い方
- ・ 使用している者の有害性 など

②作業管理

呼吸用保護具？

保護具の管理？

局所排気装置？
全体換気装置？

局所排気装置等の能力は

③健康管理

健康診断は実施している？

健康診断後の措置は？

労働基準監督署の指導視点

【直近の法令違反はどのようなものが多いのか？】

(1) 労働安全衛生規則

①衛生管理者未選任（50人以上）

（退職等で引継ぎがうまくいかず不在になってしまい指導を受けるケースが多い。事業場で複数人免許保持者を抱えておくことが予防策）

②安全衛生推進者未選任（50人未満）

③産業医未選任（50人以上）

④衛生委員会の審議事項が不足している

（化学物質に関する労働災害防止対策が十分に審議されていない）

⑤化学物質リスクアセスメントの未実施

⑥化学物質管理者未選任

⑦保護具着用管理責任者未選任

⑧SDSの未周知

⑨定期健康診断未実施

⑩定期健康診断記録未作成

⑪定期健康診断実施後の有所見者に対する事後措置未実施

（50人未満の事業場であっても実施する必要があることに注意）

労働基準監督署の指導視点

【直近の法令違反はどのようなものが多いのか？】

（2）有機溶剤中毒予防規則

- ①作業主任者未選任（第19条）、職務の未実施（第19条の2）
- ②有機溶剤による中毒が発生した時の応急処置の方法や疾病の種類等の掲示（第24条）
- ③有機溶剤の区分の表示（第25条）
- ④局所排気装置等未設置（第5条）
- ⑤局所排気装置等の定期自主検査の未実施（第20条）
（局所排気装置を初めて使用するときや修理を行ったときにも点検を実施しなければならないことに注意！（第22条））
- ⑥作業環境測定未実施（第28条）
- ⑦有機溶剤健康診断の未実施（第29条）及び有機溶剤健康診断結果報告書の未提出（第30条の3）

（3）特定化学物質障害防止規則

作業主任者未選任や局所排気装置等、作業環境測定の未実施等に関する法令違反の指導状況は有機則とほぼ同等程度に指導されている。

また、溶接ヒュームが特定化学物質障害防止規則でも規制されたことから、特化則上の措置（第38条の21）が未実施として指摘を受けるものも多い。

労働基準監督署の指導視点

【その他指摘事項としてよくあるもの】

- 呼吸用保護具の数が労働者の数とあっていない（不足している）。
- こぼしてしまった時に処理を行う際の対策が不十分（対応要領、保護具の使用等）
- 局所排気装置の能力が不足している。
⇒直近の自主検査の結果はどうか？能力低下の原因となっているものは何か？
- 特別教育などの安全衛生教育の実施状況、保有している資格等がよくわからないなど、事業場として管理ができていない。
- SDSをそもそも入手していない。
⇒何が入っているかわからないまま使用するのは危険。
⇒「規制対象物質ではない＝安全な物質」ではない。
- 安全衛生委員会で有害物による労働災害防止に関する審議が十分にされていない。
(50人未満でも労働者の意見を聞く機会を設ける必要がある。)

私が調査した事例 (規制されていない化学物質による中毒)

【概要】

- 高速道路の塗装替え工事で、既存の塗膜を剥がすために、ベンジルアルコール含有の剥離剤を使用していたところ中毒になった。
- 現場は高速道路下部にも道路が通っていたことから、シート養生で密閉されており、通気が不十分であった。
- 作業所長は体調確認と吸収缶の交換のため定期的に被災者と連絡を取っていたが、休憩をとるように連絡していたところ、被災者から「あと少しで全て終わるのでもう少し作業したい」との申し出があったため作業所長が了承したところ、その20分後に中毒により体調不良となった。

【調査】

- 被災者は、呼吸用保護具、耐薬性の保護衣を着用していたが、密閉環境下ではすぐに高濃度になるため、吸収缶の破過時間はメーカーが示したもののよりも短くなっていた。
- 病院での検査の結果、尿中からはトルエンの代謝物である馬尿酸が検出された。
- 検査の結果、「経口吸収によるばく露」よりも「経皮吸収によるばく露」が程度が大きいことがわかった。

私が調査した事例 (規制されていない化学物質による中毒)

【原因】

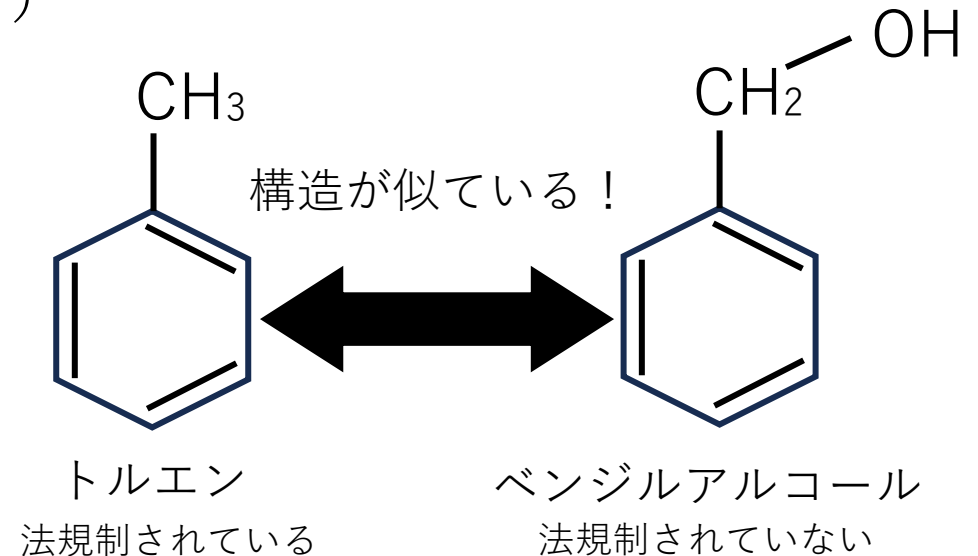
- ①通気が不十分であったこと。
- ②「規制対象物質ではないから安全だ」と思い込み、安易に作業を継続させてしまった。
(教育が不十分であった)

【再発防止対策】

- ①代替物を検討すること
- ②通気を行うこと（困難な場合は送気マスクを使用すること）
- ③危険性・有害性に対する労働者に対する教育を行うこと。

【なぜ馬尿酸が検出されたのか】

構造が似ていると性質も似るケースが多い
⇒規制されていない物質だとしても使用法を間違えれば中毒に至る可能性が高くなる



労働基準監督署の指導視点（送検事例）

法令違反があった場合、行政指導ではなく、送検されるケースもあります。
送検されると公表されることがあります。

所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他 参考事項
富山県富山市	R6.9.3	労働安全衛生法第14条 特定化学物質障害予防規則第28条	特定化学物質作業主任者に保護具の使用状況を監視させなかったもの	R6.9.3送検
福島県いわき市	R7.3.17	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生法施行令第22条 特定化学物質障害予防規則第39条	有害な溶接ヒュームを取り扱う作業に常時 従事する労働者に対し、6月以内ごとに1 回、定期に、医師による特定化学物質健康 診断を行わなかったもの	R7.3.17送検
相模原市南区	R6.12.10	労働安全衛生法第22条 有機溶剤中毒予防規則第5条	第二種有機溶剤等に該当するインク等を使用して印刷の業務を行わせていたのに、有機溶剤の蒸気等による健康障害を防止するために必要な措置を講じていなかったもの	R6.12.10送検
岐阜県関市	R7.1.20	労働安全衛生法第22条 粉じん障害防止規則第27条	有効な呼吸用保護具を使用させずに労働者に砂型の造型作業を行わせたもの	R7.1.20送検

※「厚生労働省 労働基準関係法令違反に係る公表事案」より抜粋・編集
※ 実際は企業名まで公表されます。

労働基準監督署の指導視点（まとめ）

【まとめ】

- 「規制されていない物質＝安全」ではない。
- 作業主任者や衛生管理者などを漏れなく選任し、安全衛生管理体制を充実させる。
- 衛生委員会で化学物質による労働災害防止対策について十分に審議を行う。
- 化学物質リスクアセスメントを実施し、その結果に基づいたリスク低減が必要。
- SDSを入手し、含有されている化学物質について把握する。

ご清聴ありがとうございました。